

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年11月11日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター所長 伏島 一平（公印省略）

1. 調達内容

- (1) 調達物品及び数量 リアルタイム環境モニタリング装置 一式
- (2) 調達物品の仕様 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和4年3月31日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の110分の10に相当する金額を切り捨てた金額（当該金額に消費税及び地方消費税に係る課税事業者希望金額を加算し、その入札者による金額の110分の100に相当する金額）をもって入札書に記載する。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和1・2・3年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「物品の販売契約」の業種「電気・通信用機器類」又は「精密機器類」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター開発業務課
電話 045-277-0179
FAX 045-277-0209
- ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「リアルタイム環境モニタリング装置入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信する。この場合、上記①あてFAX送信する。
- ③ メールによる交付
任意書式に「リアルタイム環境モニタリング装置入札説明書メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関する質疑がある場合は、令和3年12月3日までに上記3.あてにて質疑を行うこと。当日の質疑を取りまとめ、回答は入札説明会にて行う。入札説明会に代

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和3年12月15日 14時30分
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
テクノウェイブ100 会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 令和3年12月15日 12時00分
3. ①に同じ。

7. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

8. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2
- なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、改称前の独立行政法人水産大学校を含みます。国立研究開発法人水産総合研究センター「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。
- ※注1
- ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）
- (5) その他
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が

行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構へのご提供及び情報のご協力をお願いいたします。また、ご了解願います。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

購入仕様書

1. 品名 リアルタイム環境モニタリング装置

2. 数量 1式

3. 構成

・防水区画付き浮力体	1台
・テレメーターシステム	1式
・バッテリー	1式
・ソーラーパネル	1式
・ソーラーパネル付小型標識灯	1式

4. 仕様

(1) 防水区画付き浮力体（以下、ブイとする。）

- ・テレメーターシステム、バッテリーを搭載でき、ソーラーパネルを設置すること。
- ・サイズは縦 3m×横 3m×高さ 3.5m 以内とする。

(2) テレメーターシステム

1) 下記計測項目について、各計測地点、測定・送信間隔でリアルタイムにデータを取得、送信できるシステムを構築すること。（計測に使用する機器は当センターから提供する。）

①水温、塩分

計測地点：深度 20m 地点

送信データ：1 秒間隔 60 回の観測の平均値。平均前の 60 回分のデータの送信でも可。

測定・送信間隔：10 分（ただし、送信間隔は 30 分でも可）

使用機器：水温塩分計（ACTW-CAR, JFE アドバンテック社製）1 台

通信方式：RS-232

消費電流：50mA

データ容量/回：約 50byte（平均前の 60 回分のデータの場合約 3000byte）

②潮流の流向、流速

計測地点：深度 5m、10m、20m 地点を含めた 3 地点以上

送信データ：12 秒間隔 50 回の観測の平均値。

測定・送信間隔：10 分（ただし、送信間隔は 30 分でも可）

使用機器：超音波式流向流速計（ADCP）（Workhorse Sentinel 600kHz, TRDI 社製、および専用バッテリーパック）1 台（②、③共通）

通信方式：RS-232

消費電流：0mA（専用バッテリーパックによる給電）

データ容量/回：約 660byte（②、③共通）

③水温

計測地点：ADCP 設置深度

送信データ：12 秒間隔 50 回の観測の平均値

測定・送信間隔：10 分（ただし、送信間隔は 30 分でも可）

使用機器：超音波式流向流速計（ADCP）（Workhorse Sentinel 600kHz, TRDI 社製、および専用バッテリーパック）1 台（②、③共通）

通信方式：RS-232

消費電流：0mA（専用バッテリーパックによる給電）

データ容量/回：約 660byte（②、③共通）

④風向、風速

送信データ：10 分間平均

送信間隔：30 分

（ただし、24 時間の内、指定する 2 時間 40 分の間の観測・配信でも可とする。）

使用機器：風向風速計（WIND MONITOR-MA 05106, Serial interface32500, R. M YOUNG 社）1 台

通信方式：RS-232

消費電流：30mA

データ容量/回：約 63Kbyte

設置条件：風向風速計は、海面から 1m 以上の場所に設置すること。

2) データ通信

データの配信には、4G 通信、もしくは LPWA 通信によって転送すること。データは、沿岸漁業生産と流通取引を繋ぐ ICT 生産-流通システム構築業務内で作成する Web アプリ（漁業者や漁協職員、仲買人、末端事業者が出漁状況や漁獲量、将来的には漁獲量予測等のデータを共有するアプリ）にて閲覧可能とするため、最終的には上記アプリのサーバへデータを転送する。上記アプリへのデータの転送には、以下の条件による API 連携により行う。

認証：API 連携には認証が必要とし、OAuth2 認証とする。

クエリ：クエリ、リクエストボディ、レスポンスボディの文字コードは、UTF-8 とする。クエリのキーと値は、URL エンコード（パーセント符号化）とする。リクエストボディ、レスポンスボディの Content-Type は JSON 形式（application/json;charset=utf-8）とする。

データ登録：水温塩分データ、潮流データ、風速データはそれぞれ別の API で連携する。

データ修正・削除：データ登録時のレスポンスとして、修正・削除用の ID（キー）を発行する。このキーを元にデータの修正や削除を行う。

テレメーターシステムの都合上、陸上へのデータ送信が API 連動ではなくメールでの送信となる場合には、別途データ受信用サーバを用意した上で陸上のサーバから API 連動を行うこと。連動方法の詳細については、アプリ制作者と打ち合わせの上行うこととし、上記アプリ連動の費用は契約業者負担とする。

(3) バッテリー・ソーラーパネル

・記録・電池容量：上記1)の測定で、ソーラーパネルを用いた太陽光発電を行うことで半年以上の連続観測が可能なこと。(水温塩分計、風向風速計は外部電源が必要。ADCPは内部電源にて稼働する。)

(4) ソーラーパネル付小型標識灯

・ブイには、テレメーターシステムおよびそれにつながる水温塩分計、風向風速計とは別電源のソーラーパネルによる電力供給が可能な小型標識灯を備えること。灯色は黄色とする。

(5) 使用条件

1) 台風通過時を除き、海上での使用に耐えうること。

2) 水深 30m、最大波高 6.25m、潮流 1.50m/s の沿岸海域にて、台風時期を除き、設置可能であること。

3) 荒天時の退避は、0.9t ユニックを搭載した漁船上にブイを載せることにより退避が可能であること。

4) 上記海洋条件にて、海面上で浮くことができること。また、最大 15m のブイの沈降に備え、ソーラーパネル、バッテリー、テレメーターシステム、磁気センサー(風向風速計用)等の浸水した場合に故障が考えられる部位について浸水防止対策を施すこと。

5) 半年に1回のメンテナンス等では、ブイを船に乗せる、もしくは、システム上に人間が乗る等により、洋上もしくは船上にてメンテナンスが可能であること。

6) 超音波式流向流速計(および風向風速計)は、コンパスに異常が生じない程度に磁気の帯びたものから遠ざけることとする。超音波式流向流速計は、そのために水面下 5m 以深に設置する必要がある場合には、海底側から上向きに計測することとし、海底設置に必要な架台等を別途用意すること。また、海底に設置する場合は、ケーブルをコルゲートチューブ等で養生することにより、破断対策を施すこと。

7) 超音波式流向流速計の生データについては、送信されるデータとは別に、超音波式流向流速計の内部メモリに保存し、半年に一度のメンテナンスの際にデータを取得可能とすること。

8) ブイのトラブル感知のため、電源電圧を把握するシステムを組み込むこと。

9) 風向風速計は、鳥よけを設置すること。

10) 水温塩分計のケーブルはコルゲートチューブ等で養生することにより、破断対策を施すこと。

11) 総重量：0.9t 以内(係留用品を除く)とする。

5. 納入場所

佐賀玄海漁業協同組合（佐賀県唐津市海岸通 7182-233）

6. 納入期限 令和4年3月31日

7. その他

(1) 操作説明の実施

装置を使用する職員に対して、納入時に操作説明を行い、職員が指示した測定モードへの設定を行う。

(2) 搬入及び調整

① 装置の搬入、調整等に必要な経費は契約業者の負担とする。

② 納入後、一ヶ月以内に納入業者の責任による欠陥が生じた場合には、契約業者の責任にて修理を行うこと。

③ 契約業者に起因する計測機器（当機構提供）の故障等が発生した場合は、直ちに担当職員に報告し、契約業者負担で修理等を行うこと。

(3) 詳細については担当職員の指示に従うこと。

(4) システムの構成に必要な機器のマニュアル等については担当職員に問い合わせのこと。